

重 要 事 項 説 明 書

(2024 年 4 月 1 日改定実施版)

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 三喜会 新緑訪問看護ステーション長津田居宅介護支援センター
所在地	神奈川県横浜市緑区長津田6丁目7番5号
事業者指定番号	1463390044
管理者	福原 裕司
連絡先	045-989-0533（24時間対応体制）
通常のサービス提供地域	緑区、青葉区(青葉台、さつきが丘、しらとり台、つつじが丘、榎が丘)、町田市(つくし野、小川、原町田)、旭区(若葉台、川井宿、上白根町)
併設サービス	訪問看護

2. 事業所の職員体制 (2024 年 4 月 1 日現在)

職 種	従事するサービス種類・業務	人 員
管理者 (主任介護支援専門員)	事業所の従事者・業務の管理	1 名（常勤兼務）
介護支援専門員	居宅介護支援（ケアマネジメント）	4 名（常勤専従 3 名/常勤兼務 1）

3. 営業時間

区分	月曜日 ～ 金曜日	土・日曜日
営業時間	8：30～17：00（祝祭日も営業）	休日

（注）年末年始（12／30～1／3）は休日扱いとなります。

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

4. サービス内容（提供方法・内容）

- 1）居宅を訪問し、利用者及びその家族（以下、「利用者等」という）に面接して、支援する上で解決すべき課題を把握・分析し、その結果に基づいた居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）を作成する。
- 2）ケアプランを利用者等及び担当者（主治医等）へ交付する。
- 3）利用者等が介護保険施設等へ入所等を希望した場合は、紹介その他便宜を提供する。
- 4）当該地域におけるサービス事業所等に関するサービス内容・利用料等の情報を利用者等に提供し、同意を得た上で連絡調整その他の便宜を行う。
- 5）ケアプラン作成後においても、関係事業所等との連絡を継続的に行い、少なくとも月1回居宅へ訪問し、モニタリングの結果を記録する
- 6）必要に応じサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求め適宜ケアプランの変更を実施する。
- 7）利用者の自宅等において利用者等に対しサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うとともに相談に応じる。

5. サービス利用料及び利用者負担

- 1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、自己負担が発生することがあります。
- 2) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、支払いを受けるにあたっては、予め利用者等に説明を行い同意を得る。自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収し、公共交通機関を利用した場合は実費を徴収する。

実施地域を越える地点から往復	5 km～7.5 km	未満	7 5 0 円
	7.5 km	以上	1, 0 0 0 円

- ### 3) 地域区分の適応地域について

事業所の所在地域によって、下記地域区分の適応が加算されます。

横浜市 16%(2 級地 : 11.12 円)

基本料金／加算料金		単位数	金額	加算算定要件
要介護 1， 2		1， 0 8 6 単位	1 2， 0 8 7 円	介護支援専門員 1 人あたりの担当件数が 1～44 件
要介護 3， 4， 5		1， 4 1 1 単位	1 5， 6 9 0 円	
初回加算		3 0 0 単位	3， 3 3 6 円	新規に計画を作成した場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）		2 5 0 単位	2， 7 8 0 円	入院前含む入院日に情報提供を行った場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）		2 0 0 単位	2， 2 2 4 円	入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合
退 院 ・ 退 所 加 算	（Ⅰ）イ（カンファレンス無）	4 5 0 単位	5， 0 0 4 円	退院又は退所時に職員から利用者に係る情報提供を 1 回受けている
	（Ⅰ）ロ（カンファレンス有）	6 0 0 単位	6， 6 7 2 円	
	（Ⅱ）イ（カンファレンス無）	6 0 0 単位	6， 6 6 0 円	退院又は退所時に職員から利用者に係る情報提供を 2 回受けている
	（Ⅱ）ロ（カンファレンス有）	7 5 0 単位	8， 3 4 0 円	
	（Ⅲ）（カンファレンス有）	9 0 0 単位	1 0， 0 0 8 円	
通院時情報連携加算		5 0 単位	5 5 6 円	診察時同席し情報提供を行い、医師又は歯科医師より必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録する
緊急時等居宅カンファレンス加算		2 0 0 単位	2， 2 2 4 円	医師又は看護師と自宅でカンファレンスを行い必要に応じ調整を図った
ターミナルケアマネジメント加算		4 0 0 単位	4， 4 4 8 円	在宅で死亡した利用者（※終末期）に対して死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、利用者等の同意を得て主治医及びケアプランに位置付けたサービス事業者提供した場合算定 ※医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者
特定事業所加算（Ⅱ）		4 2 1 単位	4， 5 8 1 円	算定要件すべてを満たした場合

同一建物に居住する利用者への ケアマネジメント	所定単位数の 95%	・事業所の所在する建物と同一の建物、同一の敷地内の建物、隣接する敷地内の建物に住む利用者 ・事業所の利用者が1月あたり20人以上住む建物（上記を除く）に住む利用者
----------------------------	---------------	--

居宅介護支援

特定事業所加算（Ⅱ）

当事業所は特定事業所加算Ⅱを2023年9月より取得しています。

（算定要件）

- ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝言等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑧ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑨ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45名未満であること。
- ⑩ 介護支援専門員実務者研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑪ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施
- ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるようなケアプランを作成していること。

6. 相談窓口、苦情・事故対応

1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当センター お客様相談窓口	電話	0 4 5 (9 8 9) 0 5 3 3
	F A X	0 4 5 (9 8 4) 8 9 1 7
	管理者	福原 裕司
	対応時間	2 4 時間

2) 次の公的機関においても苦情申し出ができます。

緑区役所 高齢・障害支援課	電話	0 4 5 (9 3 0) 2 3 1 5
青葉区役所 高齢・障害支援課	電話	0 4 5 (9 7 8) 2 4 7 9
旭区役所 高齢・障害支援課	電話	0 4 5 (9 5 4) 6 0 6 1
	対応時間	8 : 4 5 ~ 1 7 : 0 0
町田市役所 介護保健課・給付係	電話	0 4 2 (7 2 4) 4 3 6 6
	対応時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
神奈川県国民健康保険団体連合会 (介護苦情相談係)	電 話	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土、日、祝祭日、年末年始は除く)
横浜市介護事業指導課	電話	0 4 5 (6 7 1) 2 3 5 6
	受付時間	8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5 (土、日、祝祭日、年末年始は除く)

7. 秘密保持

従業員及び従業者であった者は業務上知り得た利用者等に関する秘密及び個人情報については第三者に漏らすことはありません。

8. 個人情報の取り扱いに関する相談窓口

個人情報管理責任者（管理者）が、相談窓口として対応しております。

9. 研修機会の確保

事業者は全ての職員に対し研修の機会を確保します。

10. 事故発生時の対応等

事業者が行う居宅介護支援の提供により、損害事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者が利用者に対して提供した居宅介護支援により、過失責任を負うべき事故(偶発的な事故を除く)が発生した場合には、損害賠償を行います。

1 1. 公正中立なケアマネジメントの確保

1) 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者等は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数事業所の紹介を求めることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求めることができます。

2) 前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、(地域密着型)通所介護、福祉用具貸与(販売)の各サービスの割合・同一事業所によって提供されたものの割合を別紙により説明します。

1 2. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

1) 虐待防止に関する責任者は管理者とする。

2) 虐待を防止するための介護支援専門員等に対する研修の実施(年1回)

3) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底するものとする。

4) 事業所は、居宅サービス事業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 3. 身体拘束に関する事項

1) サービス提供にあたり、利用者等の生命・身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2) 身体的拘束等を行なう場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに「緊急やむを得ない」理由を記録するものとする。

1 4. その他の留意事項

1) 介護支援専門員等に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

1 5. 当社の概要と理念

1) 概 要

名称・法人種別	医療法人社団 三喜会
代 表 者 名	理事長 鈴木 龍太
所 在 地	〒257-0001 神奈川県秦野市鶴巻北一丁目16番1号 電 話 0463(78)1311 FAX 0463(78)5955
事 業 概 要	病院・老人保健施設・訪問看護・訪問介護・居宅介護支援・訪問診療・グループホーム・デイサービス 小規模多機能・地域包括

2) 理 念

人間のいのちと健康の擁護者としての誇りと使命感をもち、医療機関及び関連諸施設との連携と協力を密にしながら、患者さま・利用者さまとご家族、地域社会、ならびに職員の三者が人間愛に結ばれ、共に生きる幸せを喜び合える良質の保健医療福祉社会を創造する。

【説明同意確認欄】

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

事業者	所在地	横浜市緑区長津田 6 丁目 7 番 5 号
	事業者名	医療法人社団 三喜会
		新緑訪問看護ステーション長津田居宅介護支援センター

2025 年 月 日
説明者 _____

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

2025 年 月 日
利用者 氏 名 _____

代理人又は立会人 (続柄)
氏 名 _____